

# 閉止弁の基準と段階的な措置について

## 閉止弁の基準

- ①構造及び機能 見やすい箇所に常時開放し、点検時に閉止する旨を表示すること。開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発信するスイッチ等が設けられていること。等
- ②材質 さびの発生により機能に影響を与えるおそれのある部分は、有効な防錆処理を施したものであること。
- ③耐圧試験 弁を閉止した状態で弁の一次側に二酸化炭素を放射する設備のうち低圧式のものにあつては3.75メガパスカルの水圧力を2分間加えた場合に、損傷等を生じないものであること。等
- ④気密試験 弁を開放した状態で二酸化炭素を放射する設備のうち低圧式のものにあつては2.3メガパスカルの窒素ガス圧力又は空気圧力を5分間加えた場合に、漏れを生じないものであること。等
- ⑤作動試験 (1)直接操作又は遠隔操作により操作した場合に、確実に開閉すること。  
(2)閉止の状態では閉止の旨の信号が発せられること。  
(3)開放の状態では開放の旨の信号が発せられること。
- ⑥等価管長 起動用ガス容器と貯蔵容器の間の操作管に設けるものを除き、水により等価管長を測定した場合に、ボール弁(フルボアのものを除く。)にあつては、50メートル以下であること。等
- ⑦表示 次の(1)～(5)を閉止弁の見やすい箇所に容易に消えないよう表示すること。  
(1)製造者又は商標、(2)製造年、(3)耐圧試験圧力値、(4)型式記号、(5)流体の流れ方向(流れ方向に制限のない場合は除く)

## 閉止弁の設置時期による段階的な措置

### ○令和5年3月31日以前に設置した閉止弁

令和5年4月1日からは、閉止弁の基準⑦表示及び次の1～3のすべてに適合させる必要があります。

- 1 直接操作により操作する部分に、操作の方向又は開閉位置を表示する。
- 2 見やすい箇所に、常時開放し点検時に閉止する旨を表示する
- 3 直接操作又は遠隔操作により操作した場合に、確実に開閉する。

### ○令和5年4月1日以降に設置した閉止弁

○:措置が必要

時期によって、信号に関する措置が異なります

△:信号に関する措置は不要

基準 閉止弁設置時期	①構造 及び機能	②材質	③耐圧試験	④気密試験	⑤作動試験	⑥等価管長	⑦表示
令和5年3月31日以前							○
令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	△	○	○	○	△	○	○
令和6年4月1日以降	○	○	○	○	○	○	○

※令和5年4月1日以降に新築、増改築等の工事を行う建物は、令和6年4月1日以降と同様に、①～⑦の全てに適合させる必要があります